

# 一般社団法人常盤工業会代議員選任規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人常盤工業会の定款第7条の規定に基づき、代議員の選任に関し必要な事項を定める。

(選挙)

第2条 代議員は各選挙ブロックからの立候補者に対して正会員による選挙で選出する。

(選挙ブロック)

第3条 選挙ブロックは別表に示す通り、全国を六つの地域に分けたブロックとし、各ブロックにブロック代表者をおく。

(定数)

第4条 代議員の定数は定款第7条の規定に基づき、概ね正会員300人に一人とし、詳細は理事会で定める。

2 選挙管理委員会は、代議員選挙の告示をしなければならない。

(任期)

第5条 代議員の任期は定款第7条第5項の規定により2年とする。

(選挙の時期)

第6条 この選挙は、現代議員の任期終了日の3ヶ月前までに実施しなければならない。

(選挙管理委員会)

第7条 この選挙は、別に定める代議員選挙管理委員会規程に基づき選挙管理委員会が管理する。

(選挙人の資格)

第8条 選挙人は、この選挙が行われる年度の10月1日に、一般社団法人常盤工業会に登録されている国内在住の正会員とする。

(被選挙人の資格)

第9条 この選挙の被選挙人は国内在住の正会員とする。

(立候補)

第10条 代議員になることを希望する者は、所定の届出書を、所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

(立候補者の告示)

第11条 選挙管理委員会は立候補者の名簿を作成し、選挙人に告示しなければならない。

2 告示は、原則として常盤工業会ホームページまたは会報「常盤」により行うが、正会員への告示文送付によることもできるものとする。

(選挙方法)

第12条 この選挙は選挙人に送付された投票用紙により、無記名投票にて行う。

2 この選挙の当選者は、ブロック毎に得票数の多いものから順に決定し、定数に達するまでの者とする。

3 定数の最下位順者が複数ある時は、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。

4 また、このとき次点者、次次点者等も併せて決定しておく。

5 各選挙ブロックにおいて、立候補者数が定数を超えない場合は、そのブロックの選挙は行わず、立候補者全員を当選とする。

(投票用紙の管理)

第13条 選挙管理委員会は投票用紙を受領し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第14条 この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、選挙管理委員会委員長が正会員から選

んだ立会人の下で、選挙管理委員会委員が行う。

2 開票中に発生した疑義については、前項の立会人と選挙管理委員会委員長の協議により処理をする。

(結果の公示)

第15条 選挙管理委員会委員長は、選挙の結果を正会員に公示しなければならない。

2 公示は原則として常盤工業会ホームページまたは会報「常盤」により行うものとする。

(選任)

第16条 当選者は、選挙結果の公示をもって代議員に選任されるものとする。

(欠員の補充)

第17条 ブロック毎の代議員の欠員は基本的には補充しない。ただし、補充が必要となる場合には、理事会の定めにより補充するものとする。

(細則の変更)

第18条 本規程は、理事会の承認を経なければ変更することができない。

(雑則)

第19条 本規程のほか、代議員の選任に関し必要な事項は別に定める。

## 別表

### 選挙ブロック (所属都道府県)

- |             |                                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ●東日本        | 北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県<br>茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県<br>長野県・新潟県 |
| ●東海北陸       | 富山県・石川県・福井県・<br>岐阜県・静岡県・愛知県                                                |
| ●関西         | 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・三重県                                               |
| ●中四国(山口県以外) | 鳥取県・島根県・岡山県・広島県<br>徳島県・香川県・愛媛県・高知県                                         |
| ●山口         | 山口県                                                                        |
| ●九州         | 福岡県・長崎県・佐賀県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県                                           |

## 附則

本規程は、社団法人常盤工業会の代議員選挙に適用し、平成23年の代議員選出のための選挙から施行する。

## 附則

本規程は、一般社団法人常盤工業会の代議員選挙に適用し、平成25年の代議員選出のための選挙から施行する。

## 附則

平成24年7月26日より施行する。